

ktk

第50期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年11月12日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール

目次

第50期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
■ 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件	
■ 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件	
■ 第3号議案 監査等委員である取締役に対する役員賞与支給の件	
■ 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件	
■ 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
（添付書類）	
事業報告	16
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35

株主総会開催時点での新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用等感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、ご来場なさらずに議決権を行使していただく方法として、同封の議決権行使書面又はインターネットによるご利用も可能となりますのでご検討をお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ケイティケイ 株式会社

証券コード 3035

証券コード3035
2021年10月25日

株 主 各 位

名古屋市東区泉二丁目3番3号
ケイティケイ株式会社
代表取締役社長 青山英生

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日の出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2021年11月11日(木曜日) 午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月12日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第50期（2020年8月21日から2021年8月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（2020年8月21日から2021年8月20日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役に対する役員賞与支給の件
- 第4号議案** 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①、②、③及び④の書類につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ktk.gr.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ① 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
 - ② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
 - ③ 連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表及び個別注記表
- ◎本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ktk.gr.jp/>）において、修正事項を掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について

<株主様へのお願い>

- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、株主総会当日のご来場の見合わせ、書面又はインターネットによる議決権行使を推奨申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用等感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場受付にて非接触型体温計による検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただきますので、予めご了承ください。
- ・会場の座席は、株主様同士の間隔を広く取るため、万が一満席となった場合は、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

<当社の対応について>

- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・株主総会の議事は簡略化し、例年より時間を短縮して行う予定です。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

今後の状況の変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.ktk.gr.jp/>)において、お知らせいたします。

議決権行使 についてのご案内

6頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2021年11月12日(金曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時30分)

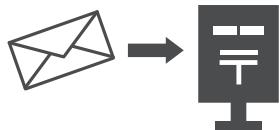
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

● 書面によるご行使 ●

行使期限

2021年11月11日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

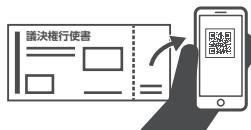


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2021年11月11日(木曜日)
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2021年11月11日(木曜日)
午後5時45分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

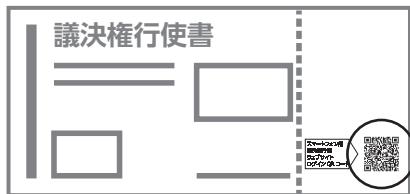
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

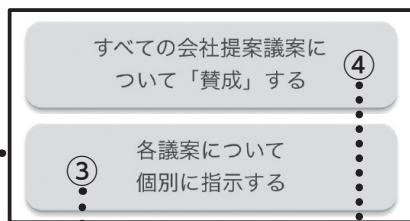


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

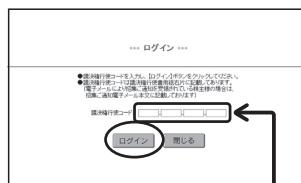
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



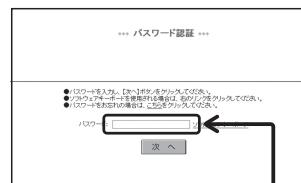
② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

招集通知

株主総会参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議案及び参考事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div data-bbox="269 551 329 582" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> あお やま ひで お 青山英生 (1964年10月8日生)	1988年4月 株式会社東海銀行入行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 1993年3月 株式会社青雲クラウン入社 2004年9月 同社代表取締役社長(現任) 2010年8月 当社社外取締役 2012年8月 当社代表取締役副社長 2012年11月 当社代表取締役社長 2013年8月 S B Mソリューション株式会社 代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役会長 2018年8月 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 (現任) 2019年8月 当社代表取締役会長兼社長 同 S B Mソリューション株式会社 代表取締役会長(現任) 2020年3月 株式会社エス・アンド・エス 代表取締役社長(現任) 2020年11月 当社代表取締役社長(現任) 重要な兼職の状況 株式会社青雲クラウン代表取締役社長 S B Mソリューション株式会社代表取締役会長 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 株式会社エス・アンド・エス代表取締役社長	539,200株
【取締役候補者とした理由】 2012年11月に当社の代表取締役社長に就任し、グループ会社の経営及び事業創造にも携わり豊富な経験と実績をもとに優れた経営執行能力を有しております。引き続き当社における経営判断の統括を適切に遂行できると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> か さい ひろ ゆき 葛西 裕之 (1967年3月14日生)	1991年 4月 鹿島建設株式会社入社 2005年 7月 株式会社ラ・プラス企画管理部長 (現アサヒサンクリーン株式会社) 2006年 2月 同社取締役企画管理部長 2008年 5月 同社代表取締役社長 2015年 7月 アサヒサンクリーン株式会社 代表取締役専務 2017年 4月 同社代表取締役社長 2018年 4月 サンネットワークリブ株式会社 代表取締役社長 2019年 3月 東山株式会社 常務執行役員フロンティア事業部長 2020年 6月 当社執行役員グループ戦略本部長 2020年11月 当社専務取締役グループ戦略本部長 2021年 8月 当社専務取締役管理本部長 兼グループ戦略本部長 (現任)	700株
【取締役候補者とした理由】 グループ経営に関する深い知見を有しており、取締役就任後はグループ戦略本部長として当社グループの企業価値向上に貢献しております。中期経営計画に従い持続的な成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> やまぶきよりお 山吹依生 (1963年11月19日生)	1986年4月 当社入社 1998年1月 当社EDP室長 2003年3月 当社商品管理部長 2009年8月 当社執行役員商品管理部長 2013年9月 当社執行役員調達本部長 2016年8月 当社執行役員調達本部長兼生産本部長 2016年11月 当社取締役調達本部長兼生産本部長 2017年8月 株式会社青雲クラウン取締役 2019年11月 当社常務取締役調達本部長兼生産本部長 (現任)	55,700株
【取締役候補者とした理由】 当社の主力商品のリサイクルトナー、物流及び生産管理に関する深い知見を有しており、取締役就任後は調達本部長、生産本部長として、物流・生産改革に取り組み、当社の企業価値向上に貢献しております。引き続き当社の持続的な成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者いたしました。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> たけだかずしげ 武田和重 (1968年6月17日生)	1991年4月 当社入社 2005年4月 当社東京支店長 2009年5月 当社東日本営業部長 2009年8月 当社執行役員東日本営業部長 2013年9月 当社執行役員営業副本部長 2017年7月 当社執行役員営業本部長 2019年11月 当社取締役営業本部長 (現任)	3,900株
【取締役候補者とした理由】 長年の営業経験をもとに優れたマーケティング能力を有しており、取締役就任後は営業本部長として、各種営業施策を実行し、当社の企業価値向上に貢献しております。引き続き当社の持続的な成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たけい おさむ 武井 修 (1959年7月8日生)</p>	<p>1983年 4月 株式会社中央相互銀行入行 (現株式会社愛知銀行)</p> <p>1989年 3月 株式会社青雲クラウン入社</p> <p>2006年 6月 同社管理部長</p> <p>2010年 6月 同社常務執行役員</p> <p>2012年 8月 同社専務取締役(現任)</p> <p>2012年11月 当社取締役</p> <p>2017年 7月 株式会社キタブツ中部代表取締役社長</p> <p>2020年 8月 当社取締役管理本部長</p> <p>2021年 8月 当社取締役(現任)</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社青雲クラウン専務取締役</p>	7,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>財務、会計、人事、労務に関する深い知見を有し、またグループ会社の役員を兼務し当社グループの企業価値向上に貢献しております。引き続き当社の持続的な成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 重要な兼職の状況に記載の株式会社青雲クラウン及びS B Mソリューション株式会社は、当社の完全子会社であり、株式会社キタブツ中部及び株式会社エス・アンド・エスは当社の孫会社であります。
3. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、各候補者との間で同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認可決され各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案して、当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）5名に対して、役員賞与総額8,200千円を支給することといたしたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する賞与支給については、事業報告「4.会社役員に関する事項（5）取締役の報酬等の額」に記載の基本方針に基づき、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査等委員会から役員賞与支給額は相当である旨の意見を得ております。

第3号議案

監査等委員である取締役に対する役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案して、当期末時点の監査等委員である取締役3名に対して、役員賞与総額2,010千円を支給することといたしたいと存じます。監査等委員である取締役に対する賞与支給については、事業報告「4.会社役員に関する事項（5）取締役の報酬等の額」に記載の基本方針に基づき、指名・報酬委員会の答申を経て監査等委員会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、各監査等委員である取締役に対する金額は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

第4号議案

役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、2021年10月1日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、引き続き在任する取締役（監査等委員である取締役を除く）5名及び監査等委員である取締役3名に対し、本総会の終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。第5号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打ち切り支給は相当であると判断しております。また、監査等委員会からも打ち切り支給は相当である旨の意見を得ております。

なお、支給の時期は各氏の取締役退任時とし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任する取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会に、退任する監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
あおやま ひでお 青山 英生	2010年8月 当社社外取締役 2012年8月 当社代表取締役副社長 2012年11月 当社代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役会長 2019年8月 当社代表取締役会長兼社長 2020年11月 当社代表取締役社長（現任）
かさい ひろゆき 葛西 裕之	2020年11月 当社専務取締役（現任）
やまぶき よりお生 山吹 依生	2016年11月 当社取締役 2019年11月 当社常務取締役（現任）
たけだ かずしげ 武田 和重	2019年11月 当社取締役（現任）
たけい おさむ 武井 修	2012年11月 当社取締役（現任）
あかはね さとし 赤羽 聡	2016年11月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）
わきのその おさむ 脇之 蘭 修	2016年11月 当社取締役（監査等委員）（現任）
すずき ともひろ 鈴木 智洋	2016年11月 当社取締役（監査等委員）（現任）

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年11月11日開催の第45期定時株主総会において、月額25,000千円以内（使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬額は含まない。）とご承認いただいておりますが、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）（以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会で決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、譲渡制限期間が当社の取締役その他当社取締役会が定める地位を退任又は退職する日まで存続し、かつ、一定の事由による無償取得が設定されているため、在任中にわたって、取締役としての職務執行を規律しつつ、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するものであること、及び、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は、上記のとおり年額30,000千円を上限とし、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合（希釈化率）は上限である40,000株を付与した場合でも0.69%と軽微であることから、本割当株式の付与は相当であると判断しております。本議案につき、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はない旨を確認しております。

以 上

添付書類

事業報告

(2020年8月21日から
2021年8月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、依然として厳しい状況で推移いたしました。各種政策の効果や海外経済の改善により持ち直しの動きは続いているものの、先行き不透明な事業環境が続いております。

このような環境において、在宅勤務やペーパーレス化の影響で、基盤事業であるリサイクルトナー等の出荷は微減となりました。一方、多様な働き方の広がりや、DXの推進で関心が高まるWEB会議に対応するネットワーク機器、テレワークで必要となるセキュリティ機器などのITソリューション商品・サービスへの需要は一層増加しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策で需要が多い除菌消臭液や飛沫防止パネル、空気清浄機等の環境・衛生商品の拡販（連結子会社の増加も含む）も順調に推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益において上場来最高益を更新し、売上高は17,285,817千円(前連結会計年度比3.8%増)、営業利益は448,766千円(前連結会計年度比41.3%増)、経常利益は479,802千円(前連結会計年度比39.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は333,019千円(前連結会計年度比42.6%増)となりました。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において、基幹サーバーの入替等により、総額66百万円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の様況

該當事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該當事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの様況

該當事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該當事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該當事項はありません。

(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済の停滞が続くことが懸念され、各種政策やワクチン接種の促進により持ち直しの動きもみられるものの、変異株の広がりなど未だ収束がみえない状況であることから、当社グループの企業活動及び需給動向が影響を受ける可能性があることを認識しております。

また、ペーパーレスやテレワークなどの新たな働き方の対応や、SDGsへの関心の高まりにより、顧客の価値観も大きく変化しております。この変化に対応し、成長につなげるため、当社グループは、新たに「Change the office mirai」を長期ビジョンと定め、2024年8月期までの3か年の中期経営計画として「Growth Plan」を策定しました。

中期経営計画の基本方針として、「成長軌道への転換」、「ビジネスの立体化」、「ストックビジネスの進化」の3つを掲げ、グループ一丸となって、基盤事業であるリサイクルトナーや文具事務用品、環境・衛生商品などのサプライ事業を堅守し、成長事業である顧客のDX推進を支援するITソリューション事業の拡大を進めてまいります。

今後も当社グループは、経営環境の変化に迅速に対応しつつ、企業価値向上に邁進するとともに、経営資源の最適な配分を行い、コーポレートガバナンスの強化と持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第47期 (2018年8月期)	第48期 (2019年8月期)	第49期 (2020年8月期)	第50期 (当連結会計年度) (2021年8月期)
売上高 (千円)	16,989,079	16,699,053	16,658,304	17,285,817
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	174,184	216,237	233,564	333,019
1株当たり当期純利益 (円)	30.44	37.78	42.06	62.04
総資産 (千円)	7,938,134	7,952,753	8,447,769	8,446,516
純資産 (千円)	2,960,666	3,068,831	3,124,759	3,405,203

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、2020年2月26日付で自己株式355,000株を取得しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第48期から適用しており、第47期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
株式会社青雲クラウン	100,000	100.00	文具事務用品、オフィス家具、OA機器の販売
S BMソリューション株式会社	10,000	100.00	複合機の販売保守、ネットワークセキュリティ業務
株式会社キタブツ中部	40,000	間接所有 100.00	ロジスティック事業及び倉庫業
株式会社エス・アンド・エス	10,000	間接所有 100.00	複合機の販売保守、ネットワークセキュリティ業務

- (注) 1. 当社の重要な連結対象会社は、上記の4社であります。
 2. 当連結会計年度の業績につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 3. 株式会社キタブツ中部及び株式会社エス・アンド・エスは、株式会社青雲クラウンを通じての間接所有となっております。

(11) 主要な事業内容 (2021年8月20日現在)

当社グループは、当社及び連結対象会社（株式会社青雲クラウン、S B Mソリューション株式会社、株式会社キタブツ中部、株式会社エス・アンド・エス）で構成され、「Change the office mirai」をビジョンに掲げ、お客様の働く環境を変えることを使命としております。その実現のために新しいビジネスモデルを構築し、リサイクル商品（リパクトナー等）、OAサプライ商品（トナーカートリッジ等）、文具事務用品、ITソリューション商品（ドキュメント、PC環境等）のオフィス関連商品の生産、仕入、物流、販売を主な事業としております。

主要な取扱品目は次のとおりであります。

①当社

事業者向けに、以下の商品群の販売を行っております。

(リサイクル商品)

- | | |
|----------|--------------------------|
| ・リパクトナー | トナーカートリッジのリユースリサイクル |
| ・リパックリボン | インクリボンのリユースリサイクル |
| ・リパックインク | インクカートリッジのリユースリサイクル |
| ・リパックジェル | ジェルジェットプリンター専用のリユースリサイクル |

上記商品については、お客様からお預かりした使用済みのトナーカートリッジ等を、単品再生履歴管理のもとにリユースリサイクル(再生加工)し、元のお客様にお届けする当社独自の「リパックシステム」を採用しております。なお、リサイクル商品で即納を希望されるお客様に対しましては、作り置き在庫から出荷するプールタイプで対応しております。

(OAサプライ商品)

- | | |
|------------|--|
| ・トナーカートリッジ | OA機器やオフィスで使用する消耗品
レーザープリンター、マルチファンクションプリンター、
普通紙FAX等印字用消耗品 |
| ・インクリボン | ドットプリンター及びサーマルプリンター印字用消耗品 |
| ・インクカートリッジ | インクジェットプリンター印字用消耗品 |
| ・OA汎用紙 | OA汎用紙、再生PPC用紙、カラーPPC用紙 |
| ・環境、衛生商品 | 消臭除菌液、空気清浄機、アクリルパネル、
サーマルカメラ、フェイスシールド |

- (ITソリューション商品) PC、ソフトウェアを含むDX推進を支援する商品
- ・ドキュメント 複合機、電子文書管理、OCR
 - ・PC環境 PC、モバイルPC、WEB会議、デジタルホワイトボード
 - ・ネットワーク 通信回線、ルータ、UTM、ネットワークカメラ

(その他)

「ケイティケイ はっするネット」に関する文具・事務用品、製図用紙等上記の品目に含まれないオフィス関連商品等

②株式会社青雲クラウン

文具事務用品、オフィス家具、OA機器の販売並びに「オフィス購買システム」の提案、販売を行っております。

③S B Mソリューション株式会社

複合機の販売保守、ネットワークセキュリティに係る業務を行っております。

④株式会社キタブツ中部

ロジスティック事業及び倉庫業を行っております。

⑤株式会社エス・アンド・エス

複合機の販売保守、ネットワークセキュリティに係る業務を行っております。

(12) 主要な営業所及び工場（2021年8月20日現在）

① 当社

本 社	名古屋市東区泉二丁目3番3号	
名古屋支店	名古屋市東区泉二丁目3番3号	
東京支店	東京都品川区東五反田一丁目20番7号	神野商事第2ビル5階
大阪支店	大阪府中央区南船場一丁目13番14号	南船場スクエアビル4階
営業所	札幌営業所（札幌市中央区）	青森営業所（青森市長島）
	仙台営業所（仙台市太白区）	千葉営業所（千葉市中央区）
	埼玉営業所（さいたま市南区）	横浜営業所（横浜市西区）
	静岡営業所（静岡市駿河区）	浜松営業所（浜松市中区）
	松本営業所（松本市白板）	富山営業所（射水市流通センター）
	岡崎営業所（岡崎市明大寺本町）	岐阜営業所（岐阜市江添）
	三重営業所（四日市市鶉の森）	京都営業所（京都市下京区）
	広島営業所（広島市西区）	松山営業所（松山市小栗）
	福岡営業所（福岡市博多区）	
配送所	小牧物流センター（小牧市大字上末）	駒ヶ根物流センター（駒ヶ根市下平）
工場	春日井工場（春日井市惣中町）	駒ヶ根工場（駒ヶ根市下平）

② 連結対象会社

イ. 株式会社青雲クラウン

本社・名東本部	名古屋市名東区社台三丁目241番地	
長野支店	長野市篠ノ井御幣川西側459番地6	
営業所	岐阜営業所（羽島郡岐南町）	三重営業所（津市半田池町）
	豊橋営業所（豊橋市多米西町）	

ロ. S B Mソリューション株式会社

本 社	名古屋市中川区八熊一丁目10番16号
-----	--------------------

ハ. 株式会社キタブツ中部

本 社	小牧市大字上末2488番地9
-----	----------------

ニ. 株式会社エス・アンド・エス

本 社	瀬戸市共栄通四丁目37番地
-----	---------------

(13) 従業員の状況 (2021年8月20日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
299名	5名増

(注) 従業員数は、就業人員であり、嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数150名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
182名	2名増	39.4才	10.9年

(注) 従業員数は、就業人員であり、嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数74名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先 (2021年8月20日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社三菱UFJ銀行	256,132
株式会社中京銀行	250,000
株式会社愛知銀行	95,622

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年8月20日現在）

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,725,000株（自己株式357,886株を含む） |
| (3) 株主数 | 2,041名 |
| (4) 大株主（上位10位） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
青 雲 堂 株 式 会 社	870,000	16.21
青 山 英 生	539,200	10.05
名古屋中小企業投資育成株式会社	400,000	7.45
川 島 和 之	230,000	4.29
青 山 知 広	170,000	3.17
青 山 深 雪	130,000	2.42
村 木 文 恵	108,000	2.01
厚 東 和 寿	100,000	1.86
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	80,000	1.49
青 山 智 子	80,000	1.49
橋 本 佳 世	80,000	1.49

- (注) 1. 当社は、自己株式357,886株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2021年8月20日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	青 山 英 生	株式会社青雲クラウン代表取締役社長 S B Mソリューション株式会社代表取締役会長 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 株式会社エス・アンド・エス代表取締役社長
専 務 取 締 役	葛 西 裕 之	グループ戦略本部長
常 務 取 締 役	山 吹 依 生	調達本部長兼生産本部長
取 締 役	武 田 和 重	営業本部長
取 締 役	武 井 修	管理本部長 株式会社青雲クラウン専務取締役
取締役（常勤監査等委員）	赤 羽 聡	
取締役（監査等委員）	脇之藪 修	
取締役（監査等委員）	鈴 木 智 洋	後藤・鈴木法律事務所パートナー

- (注) 1. 重要な会議への出席、内部監査担当との綿密な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、赤羽聡氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 取締役のうち脇之藪修及び鈴木智洋の両氏は、社外取締役であります。
3. 取締役のうち脇之藪修及び鈴木智洋の両氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 専務取締役葛西裕之氏は、2020年11月13日開催の第49期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
5. 当該事業年度中に以下の取締役の地位、担当の異動がありました。

氏 名	変 更 後	変 更 前	異 動 年 月 日
武 井 修	取締役管理本部長	取締役	2020年8月21日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役脇之藺修及び鈴木智洋の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は法令が定める額のいずれか高い金額であります。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、すべての取締役（監査等委員である取締役を含む）との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって会社役員の仕事の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社及び子会社の役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、会社役員の仕事の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。また、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

i 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に見合った適正な水準とすることを基本方針とする。なお、取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬（賞与）、退職慰労金により構成し、毎期の持続的な業績改善に加えて中長期的な成長を動機づける設計とする。

ii 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

社内内規に基づき、役付ごとの月額報酬の上限を定め、この上限内で会社の業績や経済情勢及び在任期間等を考慮して指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定する。また、監査等委員の報酬の決定については、社内内規に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定する。

iii 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

経営指標を基礎として計算される報酬ではなく、月額役員報酬の1ヶ月程度を目安に会社の業績を総合的に勘案して総額を決定する。各役員役割、貢献度、従業員の支給月数等を総合的に判断し、指名・報酬委員会の審議を経て金額を決定する。なお、業績連動報酬(賞与)の総額は、株主総会の承認を経て一定の時期に支給する。

iv 退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

退任時に支給する退職慰労金については、四半期決算毎に当該役員の報酬月額に役位ごとの役位倍率を乗じて算出した金額の月割り計算分（12ヶ月分の3ヶ月）を基準額とし、四半期決算毎に加算する。

v 固定報酬の額又は業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の役員報酬である固定報酬、業績連動報酬の各報酬の構成比率は、基本方針に則り短期業績ではなく、中長期的な成長を動機づけるため固定報酬に比重を置き、概ね固定報酬：業績連動報酬=9：1 を目安とする。

vi 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

固定報酬及び業績連動報酬（賞与）は、取締役全員に支給する報酬等の限度額を株主総会で決議し、その限度額内において、代表取締役社長 青山英生を委員長とする指名・報酬委員会の審議を経て取締役会にて決定する。固定報酬は各取締役の職責に応じた額であり、業績連動報酬は各取締役の担当部門の業績に応じた評価配分であることを踏まえ、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断し指名・報酬委員会の委員長に選任している。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	95,480 (一)	75,900 (一)	8,200 (一)	11,380 (一)	— (一)	5 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20,370 (9,300)	16,200 (7,200)	2,010 (1,140)	2,160 (960)	— (一)	3 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年11月11日開催の第45期定時株主総会決議により、月額25,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、4名となります。
2. 監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年11月11日開催の第45期定時株主総会決議により、月額3,500千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）となります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

当社は、社外取締役（監査等委員）鈴木智洋氏がパートナーである後藤・鈴木法律事務所の所長後藤武夫氏と顧問弁護士契約を締結しております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	脇之蘭 修	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の透明性、公正性の確保のため重要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	鈴木智洋	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、必要な発言を行い重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の監査証明業務に基づく報酬	18,700千円
当事業年度に係る会計監査人の非監査業務に基づく報酬	一千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会の決議に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等総合的に判断し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項であるため、必要性、合理性を踏まえ今後も検討を継続してまいります。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、①株主に対する利益還元、②経営基盤の強化と積極的な事業展開に備えるための内部留保の確保、③当社従業員に対する還元の3つを基本方針としております。このような方針に基づき、配当につきましては、内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うこととしております。

内部留保資金につきましては、企業価値の増大を図ることを目的として、中長期的な事業拡大のため、システム開発等に戦略的に投資し、長期的な競争力の向上と財務体質の強化を目指してまいります。

また、自己株式の活用についても、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために財務状況を勘案しながら検討してまいります。

この方針に基づき、当期の期末配当金（年間配当）につきましては、1株につき14円とさせていただきます。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年8月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,664,481	流動負債	4,566,672
現金及び預金	2,648,197	支払手形及び買掛金	1,500,509
受取手形及び売掛金	2,444,040	電子記録債務	1,580,611
商品及び製品	444,518	短期借入金	876,378
原材料及び貯蔵品	78,962	未払法人税等	118,358
その他	50,185	賞与引当金	105,763
貸倒引当金	△1,424	役員賞与引当金	22,060
		その他	362,991
固定資産	2,782,035	固定負債	474,641
有形固定資産	1,671,782	長期借入金	92,564
建物及び構築物	374,534	繰延税金負債	45,306
機械装置及び運搬具	65,652	役員退職慰労引当金	74,165
土地	1,150,441	退職給付に係る負債	125,803
その他	81,153	資産除去債務	1,827
無形固定資産	96,304	その他	134,976
のれん	62,658	負債合計	5,041,313
ソフトウェア	27,374	(純資産の部)	
その他	6,270	株主資本	3,277,678
投資その他の資産	1,013,949	資本金	294,675
投資有価証券	500,307	資本剰余金	663,325
退職給付に係る資産	198,608	利益剰余金	2,451,610
繰延税金資産	9,348	自己株式	△131,932
保険積立金	104,728	その他の包括利益累計額	127,524
その他	211,023	その他有価証券評価差額金	127,524
貸倒引当金	△10,066	純資産合計	3,405,203
資産合計	8,446,516	負債純資産合計	8,446,516

連結損益計算書

(2020年8月21日から
2021年8月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		17,285,817
売上原価		13,611,278
売上総利益		3,674,539
販売費及び一般管理費		3,225,773
営業利益		448,766
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,778	
仕入割引	40,879	
受取家賃	44,725	
その他の	11,841	113,225
営業外費用		
支払利息	5,562	
売上割引	67,845	
不動産管理費	7,650	
その他の	1,130	82,189
経常利益		479,802
特別利益		
投資有価証券売却益	26,576	
保険解約益	2,504	
固定資産売却益	1,307	30,388
特別損失		
投資有価証券評価損	4,064	
投資有価証券売却損	4	
固定資産除却損	666	4,735
税金等調整前当期純利益		505,456
法人税、住民税及び事業税	175,109	
法人税等調整額	△2,672	172,436
当期純利益		333,019
親会社株主に帰属する当期純利益		333,019

貸借対照表

(2021年8月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,537,187	流動負債	1,987,431
現金及び預金	1,094,781	支払手形	2,307
受取手形	146,628	電子記録債権	174,241
売掛金	1,084,572	買掛金	742,071
商品及び製品	114,297	短期借入金	689,992
原材料及び貯蔵品	75,612	未払金	74,645
前払費用	10,179	未払費用	94,494
その他の金	11,486	未払法人税等	63,727
貸倒引当金	△372	預り金	5,794
固定資産	2,290,785	賞与引当金	96,503
有形固定資産	1,092,195	役員賞与引当金	10,210
建物	258,731	その他の	33,444
構築物	18,400	固定負債	168,393
機械及び装置	33,021	長期借入金	55,018
車両運搬具	0	繰延税金負債	27,973
工具、器具及び備品	33,301	役員退職慰労引当金	60,760
土地	748,740	資産除去債務	1,827
無形固定資産	23,729	長期預り保証金	22,815
ソフトウェア	17,597	負債合計	2,155,825
その他の	6,132	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,174,859	株主資本	2,631,931
投資有価証券	127,883	資本金	294,675
関係会社株式	695,890	資本剰余金	663,325
出資	40	資本準備金	505,325
従業員貸付金	355	その他資本剰余金	158,000
破産更生債権等	463	利益剰余金	1,805,461
長期前払費用	25,920	利益準備金	40,543
保険積立金	97,175	その他利益剰余金	1,764,917
差入保証金	27,700	別途積立金	1,000,000
前払年金費用	198,608	繰越利益剰余金	764,917
その他の	1,287	自己株式	△131,529
貸倒引当金	△465	評価・換算差額等	40,215
		その他有価証券評価差額金	40,215
資産合計	4,827,972	純資産合計	2,672,147
		負債純資産合計	4,827,972

損益計算書

(2020年8月21日から
2021年8月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		7,993,343
売上原価		6,065,136
売上総利益		1,928,207
販売費及び一般管理費		1,708,300
営業利益		219,907
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,968	
受取家賃	38,631	
業務受託料	15,960	
その他の	8,546	76,107
営業外費用		
支払利息	2,639	
不動産管理費	6,938	
その他	1,112	10,691
経常利益		285,323
特別利益		
投資有価証券売却益	5,365	5,365
特別損失		
固定資産除却損	149	
投資有価証券売却損	4	
投資有価証券評価損	1,825	1,978
税引前当期純利益		288,710
法人税、住民税及び事業税	98,698	
法人税等調整額	△2,637	96,061
当期純利益		192,649

独立監査人の監査報告書

2021年9月27日

ケイティケイ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人
桑名事務所

指定社員 公認会計士 太田 豊 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西野 賢也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の2020年8月21日から2021年8月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイティケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年9月27日

ケイティケイ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

桑名事務所

指定社員 公認会計士 太田 豊 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西野 賢也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の2020年8月21日から2021年8月20日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年8月21日から2021年8月20日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月28日

ケイティケイ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 赤羽 聡 ㊟

監査等委員 脇之園 修 ㊟

監査等委員 鈴木 智洋 ㊟

(注) 監査等委員脇之園修及び鈴木智洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

